

第142回

定時株主総会
招集ご通知

2023年6月28日（水曜日）

午前10時開始（受付開始：午前9時）



大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

当社本社

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案	監査等委員でない取締役7名選任の件
第2号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案	監査等委員でない取締役の報酬限度額（基本報酬及び譲渡制限付株式付与のために支給する報酬）改定の件
第5号議案	当社株式等の大規模買付行為に関する対応策継続の件

株主の皆様へ

本年も、株主総会後の懇話会を開催いたします。皆様のご来場をお待ちしております。

株式会社 西島製作所

証券コード 6363

目 次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	39
連結計算書類	56
計算書類	58
監査報告書	60

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告（主要な事業内容、主要な事業所及び工場、企業集団の従業員の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針）

②連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）

③計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

証券コード 6363
2023年6月7日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原田 耕 太 郎

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.torishima.co.jp/ir/irinfo/meeting/>

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6363/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「西島製作所」または「コード」に当社証券コード「6363」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日） 午前10時開始（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第142期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第142期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額（基本報酬及び譲渡制限付株式付与のために支給する報酬）改定の件
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策継続の件
4. 議決権行使
のお取扱い 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネット等と書面（郵送）により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承ください。
- ◎株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での感染症流行状況やご自身の体調をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎定時株主総会終了後にお送りしておりました決議通知および役員一覧につきましては、招集通知の電子提供制度の導入に伴い、書面によるご送付を取り止め、当社ウェブサイトにて掲載することといたしました。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <p>2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月26日(月曜日) 午後5時到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月26日(月曜日) 午後5時入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 個

XXXXXXXXXXXX

基幹日現在のご所有株式数	XX 株
議決権の数	XX 個

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

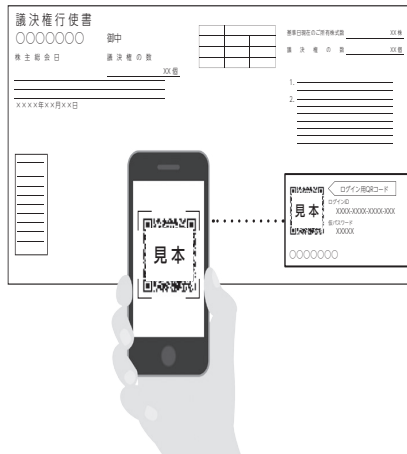
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

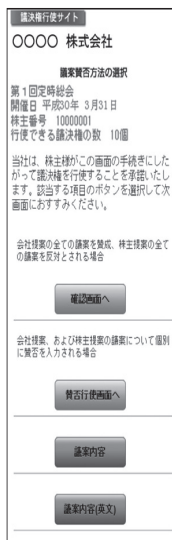
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

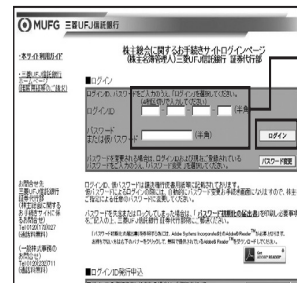


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

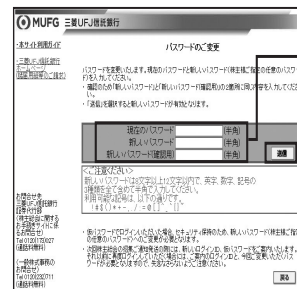
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

現任の監査等委員でない取締役である原田耕太郎、羽牟幸一郎、福田豊、井植敏雅、上田理恵子の5氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

この度、グローバル経営を更に推進するため、従来の取締役メンバーに外国籍の取締役候補2名を追加し、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして監査等委員会の意見はありません。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こうたろう
原 田 耕太郎

(1961年10月2日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
71,822株

〈略歴、地位、担当〉

1984年 4月	(株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行	2001年 6月	当社常務取締役
1997年 7月	当社入社		当社営業本部長
1998年 8月	当社社長室長	2004年 6月	当社代表取締役専務
1999年 6月	当社取締役	2006年 6月	当社代表取締役社長
2000年 8月	当社社長室長兼営業本部副本部長		社長執行役員
		2023年 4月	当社代表取締役CEO(最高経営責任者) (現在に至る)

〈候補者とした理由〉

2006年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 ジェラルド・
アッシュ

(1966年2月19日生)

新任

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

1988年8月 Weir Pumps Ltd入社
2003年1月 当社入社
2007年4月 当社TGTヨーロッパ・リジョナル・イルター
2010年4月 当社常務執行役員海外営業本部長
2019年4月 当社副社長執行役員
2023年4月 当社副CEO (副最高経営責任者)
(現在に至る)

〈候補者とした理由〉

主に海外部門に関する業務に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、取締役として経営全般についてCEOを補佐することが当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 アリスター・
フレット

(1970年7月25日生)

新任

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

1991年8月 Weir Pumps Ltd入社
2004年5月 当社入社
2009年4月 当社海外営業本部副本部長
2011年4月 Torishima Service Solutions FZCO社長
2015年4月 当社執行役員兼Torishima Service
Solutions FZCO社長兼中東支店中東営業
部長
2018年4月 当社常務執行役員 海外本部副本部長
2019年4月 当社専務執行役員 海外本部長
2023年4月 当社共同COO (共同最高執行責任者)
海外本部長及び生産本部・情報システム室
管掌 (現在に至る)

〈候補者とした理由〉

主に海外部門に関する営業に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。2023年4月からは共同COOとして海外取引や生産体制の強化を通じて当社のグローバルビジネスを推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

4 は む こういちろう
羽 牟 幸一郎

(1967年12月7日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
28,880株

〈略歴、地位、担当〉

1991年 4月	当社入社	2017年 6月	当社取締役
2009年 4月	当社TGT技術部長	2019年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長
2011年 3月	当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2019年 6月	当社代表取締役（現在に至る）
2012年 4月	当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2020年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長
2013年 4月	当社執行役員技術本部長	2023年 4月	当社共同COO（共同最高執行責任者） 技術本部長及び社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部管掌（現在に至る）
2015年 4月	当社常務執行役員技術本部長		
2016年 4月	当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長		

（候補者とした理由）

主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門、管理部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化、会社基盤の整備に関する業務に従事してきました。2023年4月からは共同COOとして主に国内取引市場の開拓と品質向上を通じて当社ビジネスを推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5 ふく だ ゆたか
福 田 豊

(1951年12月29日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
22,097株

〈略歴、地位、担当〉

1979年10月	当社入社	2013年 4月	当社CSR推進室長兼内部監査室長
1997年 7月	当社総務部長	2014年 4月	当社内部監査室長
2010年 4月	当社内部監査室長	2014年 6月	当社常勤監査役
2011年11月	西島ポンプ（天津）有限公司管理本部長	2015年 6月	当社取締役（常勤監査等委員）
		2021年 6月	当社取締役（現在に至る）

（候補者とした理由）

主に経理部門、総務部門、内部監査に関する業務に従事し、ガバナンス体制の強化を推進してまいりました。また、中国子会社の事業開始とその成長にも一定の役割を果たしてきました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6 い う え と し ま さ
井 植 敏 雅

(1962年12月3日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
3,190株

〈略歴、地位、担当〉

1989年 4月	三洋電機(株)入社	2017年 7月	同社顧問
1996年 6月	同社取締役	2018年 6月	(株)エンプラス監査等委員である社外取締役(現在に至る)
2002年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 8月	宝印刷(株)(現 株式会社TAKARA & COMPANY)社外取締役(現在に至る)
2005年 6月	同社代表取締役社長	2020年 6月	当社監査等委員である社外取締役 亀田製菓(株)社外取締役 (現在に至る)
2007年 6月	同社特別顧問	2022年 6月	当社監査等委員でない社外取締役 (現在に至る)
2010年 2月	(株)LIXILグループ副社長執行役員		
2011年 4月	(株)LIXIL取締役副社長執行役員		
2016年 6月	(株)LIXILグループ取締役		

〈重要な兼職の状況〉

(株)エンプラス 監査等委員である社外取締役
(株)TAKARA & COMPANY 社外取締役
亀田製菓(株) 社外取締役

〈候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

代表取締役社長をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見と人脈を有しており、社外取締役としてグローバルな視点から当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

〈独立性に係る事項〉

井植敏雅氏の兼職先であります(株)TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷(株)を通じて当社の取引先ではありますが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。
また、(株)エンプラス及び亀田製菓(株)と当社との間に取引はありません。

候補者番号

7 うえ だ り え こ
上 田 理 恵 子

(1961年12月18日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
783株

〈略歴、地位、担当〉

- 1984年 4月 ダイキン工業(株)入社
2001年 8月 (株)マザーネット代表取締役社長
(現在に至る)
2016年 4月 追手門学院大学客員教授 (現在に至る)
2022年 6月 (株)奥村組社外取締役 (現在に至る)
当社監査等委員でない社外取締役
(現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

- (株) マザーネット 代表取締役社長
追手門学院大学 客員教授
(株) 奥村組社外取締役

〈候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

経営者として「ワーク・ライフ・バランス推進」や「女性の活躍推進」に取り組まれており、社外取締役として当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者となりました。
同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

〈独立性に係る事項〉

上田理恵子氏の兼職先であります追手門学院大学及び(株)奥村組と当社との間に取引はありません。(株)マザーネットは当社の取引先ですが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 井植敏雅氏及び上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。井植敏雅氏と上田理恵子氏の選任が承認された場合、当社が両氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員でない取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
5. 当社は、井植敏雅氏と上田理恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。井植敏雅氏の再任及び上田理恵子氏の再任が承認された場合、同届出を継続予定です。
6. 井植敏雅氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算3年となります。
7. 上田理恵子氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって1年となります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役 角治壽氏及び山本操司氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

この度、監査等委員会の監督機能強化のため、監査等委員である取締役に1名増員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

すみ
角

はる
治

ひさ
壽

(1954年2月27日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
5,845株

〈略歴、地位、担当〉

1977年 4月 当社入社	2013年 4月 当社執行役員管理本部長
2004年 7月 当社総務部長	2015年 4月 当社執行役員東京支社長
2006年 6月 当社人事部長	2017年 4月 当社執行役員管理本部長
2009年 4月 当社人事総務部長	2019年 4月 当社参与 (監査等委員会事務担当)
2012年 4月 当社執行役員人事総務部長	2021年 6月 当社監査等委員である取締役 (常勤) (現在に至る)

(監査等委員である取締役候補者とした理由)

主に管理部門に関する業務に従事するとともに、監査等委員をサポートする業務にも従事してまいりました。このようなことから、これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 やま もと そう じ
山 本 操 司

(1960年2月6日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
1,925株

〈略歴、地位、担当〉

1982年 4月 陽光監査法人（現EY新日本有限責任監査 2020年 7月 公認会計士山本操司事務所開業
法人）入所 （現在に至る）
1985年 3月 公認会計士登録 2021年 6月 当社監査等委員である社外取締役
2001年 1月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新 （現在に至る）
日本有限責任監査法人）代表社員
2020年 6月 EY新日本有限責任監査法人退職

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

長年の公認会計士としての税務、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において有益な提言・助言をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 あ べ ゆう じ
安 陪 裕 二

(1965年9月24日生)

新 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

1988年 4月	(株) 大和銀行入行	2019年 4月	(株) 埼玉りそな銀行社外監査役
2004年 2月	(株) りそな銀行熊取支店長	2019年 6月	(株) 埼玉りそな銀行監査等委員である社外取締役
2014年 7月	(株) りそなホールディングス コンプライアンス統括部長	2022年 4月	(株) 関西みらい銀行社外監査役 (常勤)

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

長年の銀行員としての業務の中で培われた金融に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、また、コンプライアンス統括部長や社外監査役等の役職を歴任されていることから、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において有益な提言・助言をいただけることを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与された経験はありませんが、上記の理由により、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本操司氏と安陪裕二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山本操司氏は、現在、監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で2年となります。
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。山本操司氏の再任が承認された場合、当社が同氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。また、安陪裕二氏の選任が承認された場合、当社と山本操司氏が締結している責任限定契約と同様のものを締結予定です。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
6. 当社は、山本操司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。山本操司氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定です。

(ご参考) スキルマトリックス

当社は、グローバルな環境変化に対応して中長期的な企業価値向上を実現し、ステークホルダーの期待に応え、持続的社会に欠かせないグローバル企業になることを目指しております。

第1号・第2号議案が承認された場合の各取締役の専門性と指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

取締役会を構成する取締役の知識・経験のスキルマトリックス表と指名・報酬委員会構成メンバー

	氏名	企業経営	グローバル ビジネス	生産技術 研究開発	営業 マーケティング	人事・労務 人材開発	財務会計	法務 ガバナンス	指名・報酬 委員会
監査等委員でない取締役	原 田 耕太郎	○	○	○	○		○		○
	ジェラルド・ ア ッ シ ュ	○	○	○	○			○	
	アリスター・ フ レ ッ ト	○	○	○	○				
	羽 牟 幸一郎	○	○	○		○			
	福 田 豊		○				○	○	
	井 植 敏 雅 (社 外)	○	○		○	○			○
	上 田 理恵子 (社 外)	○			○	○			○
監査等委員である取締役	角 治 壽					○		○	
	秋 山 洋 (社 外)		○			○		○	○
	山 本 操 司 (社 外)						○	○	○
	安 陪 裕 二 (社 外)				○		○	○	

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月29日開催の第140回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました中川美佐氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされております。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なか がわ み さ 中 川 美 佐	(1972年10月21日生)	社外取締役	〈所有する当社株式の数〉 0株
-----------------------------	----------------	--------------	---------------------------

〈略歴、地位、担当〉

2000年 4月	弁護士登録（名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会））	2017年10月	大阪弁護士会綱紀委員（現在に至る）
		2018年 6月	㈱サイネックス
2005年 2月	大阪弁護士会登録換え、関西中央法律事務所入所（現在に至る）		監査等委員である社外取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

関西中央法律事務所 弁護士
㈱サイネックス 監査等委員である社外取締役

〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけることを期待しています。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 中川美佐氏と当社に特別な利害関係はありません。
 2. 中川美佐氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、中川美佐氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
 4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役に就任した場合、中川美佐氏も被保険者となる予定です。
 5. 当社は、中川美佐氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
 6. 中川美佐氏の兼職先であります（株）サイネックスと当社とは特別な関係はありません。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額（基本報酬及び譲渡制限付株式付与のために支給する報酬）改定の件

これまでの監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において、基本報酬につきましては、「年額180,000千円以内」、また譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬につきましては、2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において「年額30,000千円以内」としてご承認をいただき、現在に至っております。

当社は、グローバル経営をさらに推進していくため、また、取締役会の多様性を確保するため、海外事業に精通した外国籍の監査等委員でない取締役（業務執行取締役）を増員する所存であり、第1号議案「監査等委員でない取締役7名選任の件」の承認可決を条件として、監査等委員でない取締役の報酬限度額の増額をお諮りするものであります。

監査等委員でない取締役の報酬額は、経済情勢等諸般の事情を考慮して、基本報酬限度額を「年額350,000千円以内」、譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬限度額を「年額50,000千円以内」（いずれも使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まない。）とさせていただきたく存じます。

本議案については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告に記載のとおりであります。

なお、現在の対象取締役は5名ですが、第1号議案が原案どおりに承認可決されますと対象取締役は7名（内、社外取締役は2名）となります。

報酬の内容については、以下のとおりであり、2018年6月28日開催の第137回定時株主総会においてご承認いただいた内容から変更はありません。

（1）株式の数の上限

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年45,000株以内とする。但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする。

(2) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(3) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、3年毎に当社定時株主総会の決議に基づき継続しております（以下、現行の対応策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2023年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や2022年に設置された「公正な買収の在り方に関する研究会」での議論を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを2023年5月19日付け取締役会の書面決議により決定いたしました（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、2026年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本プランは取締役会が対応策の発動是非を判断するにあたって客観性を向上させるため、株主共同の利益を代表する立場である社外取締役を中心に構成された特別委員会（別紙4）の意見を反映させるプロセスを追加したほか、若干の文言修正を行っておりますが、大きな枠組みは、従来の内容を踏襲したものであります。

つきましては、本プランを継続することにつき、承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様にご決定を委ねるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるほか、ポンプを通じて上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラ向け製品を長期安定的に提供する当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありません。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社グループは、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是及び「人類社会において液体と人生とは密接不可分の関係にあり、その液体を扱うポンプは人類社会の発展に必要欠くべからざるものである」との1919年創業時からの信念のもと、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献し、責任ある企業として高品質の製品づくりに取り組んでまいりました。

このような事業展開を支える当社グループの企業価値の源泉は、前述の信念のもと創業以来培った技術力及び原材料等の仕入れ先や加工等の協力会社、当社製品を利用していただく国・地方公共団体やインフラ産業をはじめとした幅広いお客様、地域住民の方々を含めたステークホルダーの皆様との強固な信頼関係であり、これらの企業価値の源泉の結実した成果が“Torishima”ブランドであると認識しております。

当社は、これまで培ってきたステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤として、さらに社会から求められる当社の使命を果たし、グローバルな事業展開を拡大していくため、2019年8月の創業100周年を機に、新たな経営理念を策定いたしました。

経営理念：「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます。」

また、この経営理念を実施していくために新たに次の6つの行動指針を策定いたしました。

行動指針：①Teamwork（団結）②Diversity（多様性）③Professional（専門性）

④Clarity（透明性）⑤Enthusiasm（熱中）⑥Innovation（革新性）

具体的には①最強のチームワークで共通のゴールに向かって邁進し、②多様性を尊重して一人ひとりの個性を活かし企業価値を最大限に高め、③高いプロ意識を持ち、自らの職務に責任を持って取り組み、④法令を遵守し、誠実で透明性の高い企業活動を通して社会に貢献し、⑤わくわく仕事を楽しみながら成長し、お客様に感動を届け、⑥柔軟な発想と行動力で失敗を恐れず挑戦し、イノベーションを追及し、Evolution（進化）を続けます。

これらの経営理念及び行動指針に裏打ちされた経営の実践においては、人財の育成を行い、社員活力の最大化を図るとともにガバナンスの向上と情報公開の充実を行ってまいります。そして、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー課題への取組、安心・安全な社会の構築のために、当社グループの主要製品（上下水道、発電向け高圧・大型ポンプ）製品力の強化・新製品の導入を図り、より付加価値の高い製品の開発やTR-COMによるIoT技術を活用した次世代メンテナンスによるサービスの拡大を継続してすすめることにより、国・地方公共団体やインフラ産業をはじめとする幅広いお客様の満足を得られるように努めてまいります。

当社が取り扱うポンプ及びそのプラントは、人類社会に欠くことのできない、人間の心臓と同様の機能を持つ重要な機械であり、上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラを支えています。この社会的に重要な機械を取り扱う企業であるとの自覚を新たに、株主の皆様の共同の利益に資するよう研究開発や設備投資、人財育成や財務バランス等に注意を払いつつ経営課題に真摯に取り組んでまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、本基本方針に照らして、人類社会の発展に必要欠くべからざるポンプを取り扱い、上下水道、電力、雨水排水・河川排水施設等のインフラを支える当社グループの企業価値及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行の全てを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害する場合が起こりうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、創業から100年を超え、長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値の向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社グループの行ってきた企業価値向上の取組みに逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものであります。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしております。また、2023年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の (i) 又は (ii) に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為 (ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。) がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付行為を行ない、又は行なおうとする者 (以下、「買付者等」といいます。) は、予め本プランに定める手続きに従わなければならないものといたします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面 (以下、「意向表明書」といいます。) を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正 (法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。) があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下 (ii) において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

具体的に「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

イ 氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 代表者の役職及び氏名

ハ 会社等の目的及び事業の内容

ニ 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

ホ 国内連絡先

ヘ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」を提出していただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断が必要であると認める情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定・特別委員会への諮問等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間

（ii）その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、社外取締役を中心に構成される特別委員会（別紙4）に大規模買付行為に関する対応を諮問いたします。特別委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行ない、当社取締役会へ答申するものいたします。当社取締役会は、特別委員会の答申を尊重するものとし、更に当社取締役会独自の観点から検討等を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行なうものいたします。

- (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行なうものいたします。

なお、別紙2-1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められることといたします。

- (ii) 買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行なうことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行なうものいたします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票の決定に従って、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものいたします。

なお、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合とは、別紙2-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合をいうものいたします。

(iii) 買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行なうものいたします。

当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑥ 株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するものいたします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行なう場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下、「投票基準日」といいます。)を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個といたします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行なうものいたします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票を

実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとしたします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとしたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととしたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年6月28日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間といたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行いません。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容及び2023年4月に「公正な買収の在り方に関する研究会」が公表した指針原案を踏まえております。

(2) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. (1)⑤ (i) に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものであります。

また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) デッドハンド型ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。こ

のような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要であります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります（その際には一定の金銭の払込みを行なっていただきます。）。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

当社の大株主の株式保有状況（2023年3月末現在）

順位	名称	持株数	持株比率
1	公益財団法人原田記念財団	2,810,446	10.5%
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,416,300	9.0%
3	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,288,200	8.5%
4	株式会社りそな銀行	1,286,687	4.8%
5	株式会社三井住友銀行	1,266,000	4.7%
6	株式会社タクマ	869,500	3.2%
7	西島製作所従業員持株会	756,532	2.8%
8	株式会社三菱UFJ銀行	666,608	2.4%
9	株式会社栗本鐵工所	652,200	2.4%
10	株式会社日阪製作所	619,900	2.3%

（注）持株比率は、当社所有の自己株式（2,387,209株）を控除して計算しております。

1. 発行済株式総数	：	29,112,179株
2. 発行可能株式総数	：	60,000,000株
3. 総株主数	：	6,885名

以 上

当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以上

当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあると認められる類型

1. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社グループの企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社グループの企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の毀損が予想されるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を妨げるおそれがあると判断される場合
3. 買付者等が支配権を取得する場合の当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社グループの企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
4. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
5. その他1. から4. までの準じる場合、若しくは、別紙2-1のいずれかの類型に準じる場合で、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。ただし、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないことといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

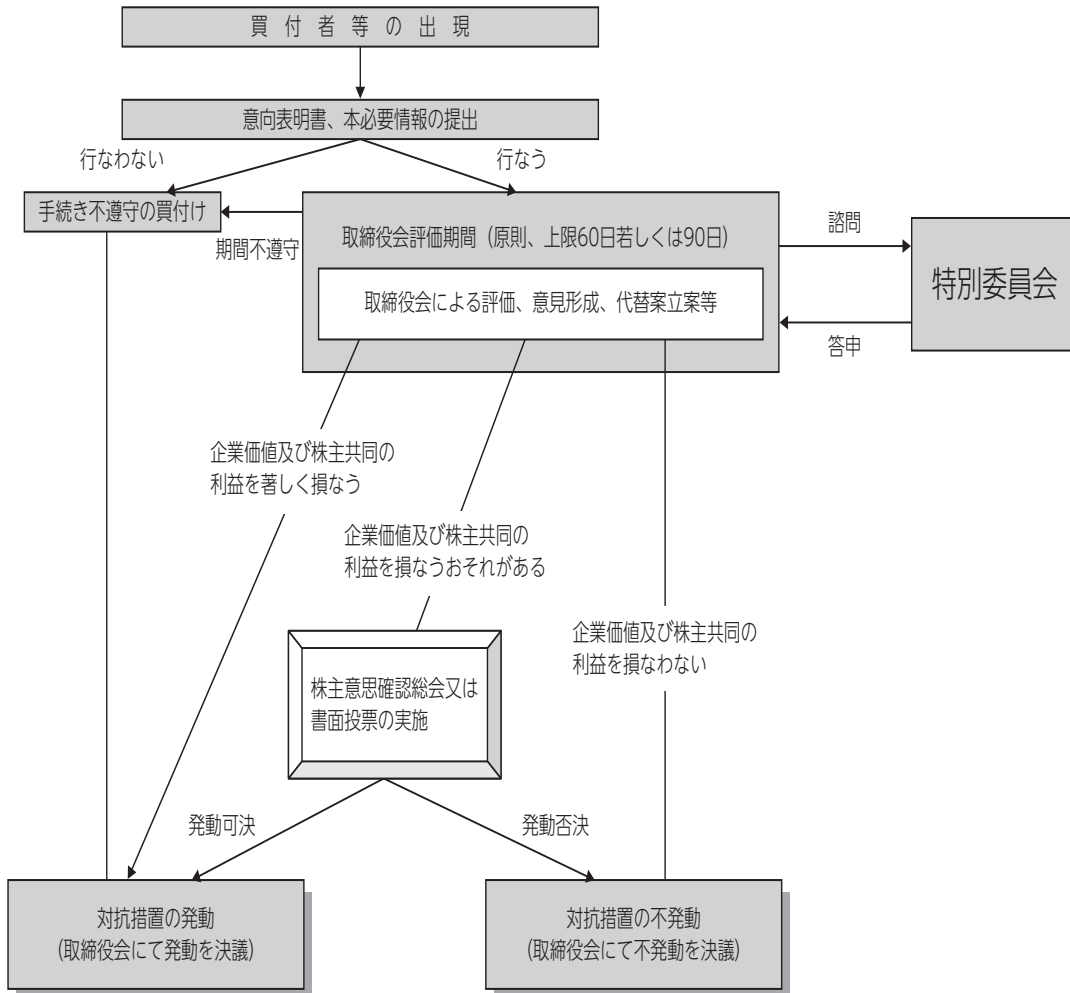
¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

特別委員会の概要

1. 特別委員会は、取締役会の諮問により本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施に関する答申を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的といたします。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である社外取締役（以下、あわせて「社外取締役」という。）を中心に構成するものとし、事案に応じて一定の独立要件を満たした者（以下、「社外有識者」という。）を加えることができるものといたします。
3. 特別委員会は非常設の委員会とし、原則として以下に記載される事項について審議の上決定し、理由を付して取締役会に答申いたします。
 - (ア) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - (イ) 買付提案の内容が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するか否か
 - (ウ) 対抗措置の実施又は不実施
 - (エ) 対抗措置の中止
 - (オ) 本プランに関して取締役会が特別委員会に諮問した事項
 - (カ) 取締役会が、別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
4. 取締役会は、年度ごとに、定時株主総会後に最初に開催される取締役会で3名以上の委員及びその中から委員長1名を選任いたします。社外有識者を委員に加える場合は、その都度、取締役会が選任いたします。
5. 特別委員会は、取締役会の要請に応じ、答申を行う理由及びその根拠を十分に説明する責任を果たすものといたします。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものであります。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に関する制限が世界的に解除され、3年ぶりに社会活動は正常な状態となりました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化により、燃料価格・原材料価格の高騰は続いており、引き続きインフレ圧力は高まっている状態が続いております。一時期からは鈍化したものの、インフレ抑制策として世界的な金融引締めもあり、為替変動、一部金融機関が経営破綻する等、予断を許さない状況にありました。

わが国では、新型コロナウイルス感染症対策がほぼ解除され、訪日外国者数もコロナ禍前の60%を超える水準まで回復しており、インバウンド需要の回復も期待できる状況となっています。しかしながら、世界的な燃料価格・原材料価格の高騰や為替変動は、わが国経済にも影響を与えております。また、各企業が労働人口の減少による雇用の確保という課題に直面している中、賃上げの動きが進んでいますが、これを企業成長への好循環につなげていけるかどうかは今後の重要課題の一つであります。

当ポンプ業界においては、世界的な人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や、老朽化した設備の更新、異常気象に対応した防災減災対策など、ポンプに対する底堅い需要は今後も継続すると見込まれます。但し、インフレ抑制策に伴う景気悪化懸念等があるため、受注環境は大きく変化する可能性があります。

このような状況下、当社グループは、エッセンシャルなインフラ企業として社会的要請に応えております。カーボンニュートラル社会に役立つ水素・アンモニアを扱うポンプ技術の研究開発・産学連携の共同開発を推進しております。また、工場の生産性向上のため鑄造工場等への設備投資を行いました。さらに、グローバル事業体制強化のため、拠点拡大も実施しました。

当連結会計年度の当社グループの受注高は、89,028百万円（前連結会計年度67,887百万円比131.1%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は24,061百万円（前連結会計年度18,715百万円比128.6%）、民需は11,770百万円（前連結会計年度11,334百万円比103.8%）、外需は53,197百万円（前連結会計年度37,837百万円比140.6%）となりました。

当連結会計年度の売上高は64,659百万円（前連結会計年度52,240百万円）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては88,286百万円（前連結会計年度63,916百万円）を来期以降に繰り越すことになりました。

(当連結会計年度) 2022年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	24,061 (27.0)	18,353 (28.4)	20,980 (23.8)
民 需	11,770 (13.2)	9,468 (14.6)	10,499 (11.9)
外 需	53,197 (59.8)	36,838 (57.0)	56,805 (64.3)
計	89,028 (100.0)	64,659 (100.0)	88,286 (100.0)

(前連結会計年度) 2021年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、() 内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	18,715 (27.6)	18,612 (35.6)	15,272 (23.9)
民 需	11,334 (16.7)	9,862 (18.9)	8,197 (12.8)
外 需	37,837 (55.7)	23,765 (45.5)	40,446 (63.3)
計	67,887 (100.0)	52,240 (100.0)	63,916 (100.0)

(注)前連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しております。その影響により、2020年度連結会計年度未受注残を638百万円減少させて計算しております

当連結会計年度の営業利益は、海外向け売上等が増加したことにより、5,927百万円（前連結会計年度比1,481百万円増加）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損758百万円が発生したことなどにより5,693百万円（前連結会計年度比530百万円増加）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、4,404百万円（前連結会計年度比777百万円増加）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強等に総額960百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2019年度 (第139期)	2020年度 (第140期)	2021年度 (第141期)	2022年度 (第142期) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	48,824	49,055	67,887	89,028
売 上 高 (百万円)	47,126	50,787	52,240 (注)2	64,659
経 常 利 益 (百万円)	1,324	4,612	5,163 (注)2	5,693
親会社株主に 帰属する (百万円) 当期純利益	543	3,353	3,626 (注)2	4,404
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	20.07 (注)1	126.47 (注)1	137.87 (注)1(注)2	166.50
総 資 産 (百万円)	72,961	79,185	80,015 (注)2	90,075
純 資 産 (百万円)	33,470	37,609	41,272 (注)2	45,523
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,226.56 (注)1	1,422.14 (注)1	1,549.91 (注)1(注)2	1,705.21

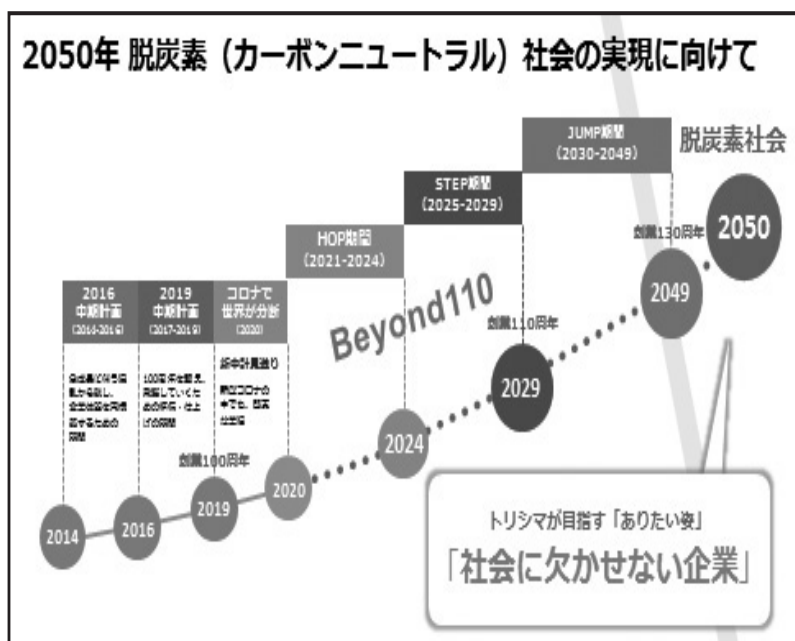
(注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第141期の期首から適用しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは1919年の創業以来、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、人の暮らしと産業の発展に欠かせないポンプの提供を通して、広く社会に貢献しながら成長を遂げてきました。

2021年5月には、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、当社グループがめざす「社会に欠かせない企業」になるための「2050長期ビジョンと2024中期経営計画-Beyond110-」を発表。HOP、STEP、JUMPと3期間に分けて様々な取組みを実践し、社会貢献と事業の成長の両立を追求していきます。



1. トリシマの存在意義（パーパス）

世界は今、コロナ禍がもたらしたパラダイムシフトを経て、これまでにないスピードでの変革が求められています。コロナ以前から課題となっていたCO2の増加による地球温暖化や異常気象の頻発、水・食料不足、エネルギーの転換などをはじめ、コロナ禍で加速したデジタル化やサステナビリティの推進など、企業を取り巻く環境は刻々と変わっています。これらの課題に対して当社グループは何ができるのか、何のために存在しているのかを改めて「トリシマのパーパス」として再定義しました。

トリシマのパーパス

「ポンプの力で、暮らしと命と未来をつなぎ、サステナブルな社会を実現する」

2. 価値創造の重点課題

具体的な取組みとして、「5つの重点課題（マテリアリティ）」を設定しました。

① 脱炭素社会実現に向けたエネルギー課題への取組み

ポンプは社会に欠かせない機器であるだけに、稼働台数が多く稼働時間も長く、莫大なエネルギーを消費するのも事実です。当社グループはこれを機会と捉え、ポンプの高効率化を徹底的に追求することで、消費電力及びCO2排出量を削減していきます。

また、従来の化石燃料からクリーンエネルギーへの転換が叫ばれていますが、新しい燃料となり得るアンモニアや水素などを大量に運搬するためには、大型の遠心ポンプが欠かせません。当社グループは長年の経験で培った技術を活かし、液化アンモニアや液化水素を扱うポンプの開発にも積極的に取り組んでいます。

② 安全・安心な社会の構築

大型・高圧ポンプの提供を通して、人の暮らしに欠かせない「水と電気」のインフラを安定的に支えています。また慢性的な水不足や食糧危機に苦しむ国や地域へは、海水淡水化プラント向けポンプやかんがい向けポンプを提供することで、水と食料の安定供給に貢献しています。

一方、近年頻発するゲリラ豪雨に対しては、独自技術を施した気候変動対策向けポンプで減災、防災に貢献し、人々の安全・安心を守ります。

③ データ・AIの活用による新しいモノづくりとサービスの構築

日本をはじめとする先進国は少子高齢化に突入し、人手不足や技術継承などの問題が深刻になっています。当社グループはこの課題を解決すべく、小型センサーついで機械の状態を遠隔監視できる回転機械モニタリングシステム「TR-COM」を開発。データに基づいたスマートメンテナンスを実現することで、作業現場の保守管理を大幅に効率化します。

また、これらの取組みを確実に進めていくための基盤となるのは、「④社員活力の最大化」と「⑤ガバナンスの向上」です。当社グループでは、「人財が一番の財産」という認識のもと、多様な人財一人ひとりが最大限の力を発揮できる環境づくりを進めると同時に、コーポレート・ガバナンスの強化、改善を徹底し、継続的に企業価値を高めていきます。

現時点での2024年3月期の業績見通しは、以下のとおりであります。

〔連結業績〕

売上高	75,000百万円
営業利益	6,800百万円
経常利益	6,300百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,600百万円

(為替レートは1ドル=135円、1ユーロ145円を前提としております。)

※業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
西島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0 (100.0)	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
西島ポンプ（天津）有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	千シンガポールドル 200	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0 (1.0)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEディルハム 4,000	% 100.0 (2.5)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	千ポンド 10	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(5) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,882百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,640百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,599百万円
株式会社三井住友銀行	1,200百万円
日本生命保険相互会社	500百万円
第一生命保険株式会社	500百万円

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関7行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2025年1月、借入金1,500百万円）及び金融機関2行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2026年3月、借入金642百万円）があります。なお、この2件のシンジケートローンの主幹事銀行は、いずれも三井住友銀行であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
②発行済株式の総数 29,112,179株 (うち自己株式2,387,209株)
③株主数 6,885名
④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人原田記念財団	2,810千株	10.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,416千株	9.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,288千株	8.5%
株式会社りそな銀行	1,286千株	4.8%
株式会社三井住友銀行	1,266千株	4.7%
株式会社タクマ	869千株	3.2%
西島製作所従業員持株会	756千株	2.8%
株式会社三菱UFJ銀行	666千株	2.4%
株式会社栗本鐵工所	652千株	2.4%
株式会社日阪製作所	619千株	2.3%

- (注) 1. 当社所有の自己株式(株式給付信託口分を除く)については、上記上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式(2,387,209株)には、株式給付信託口(ESOP)が保有する当社株式(273,100株)は含んでおりません。
2. 持株比率は、当社所有の自己株式(2,387,209株)を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役（社外取締役除く）	18,576株	4名
監査等委員でない取締役（社外取締役）	1,566株	2名
監査等委員である取締役	3,833株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告51頁「(3)④取締役及び監査等委員の報酬等 ロ.取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額」に記載しております。

2. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役（社外取締役除く）1名及び監査等委員である取締役1名を含んでおります。

(2) その他株式に関する重要な事項

2022年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2022年6月1日から2023年3月31日にかけて、自己株式66,500株を取得しました。2023年4月25日付で、この期間に取得した66,500株の自己株式の消却を実施しました。その結果、発行済株式総数は66,500株減少しました。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	原 田 耕 太 郎	
代表取締役 専務執行役員	羽 牟 幸 一 郎	経営企画室長兼サポート本部長
取 締 役	福 田 豊	
取 締 役	井 植 敏 雅	株式会社エンプラス 社外取締役（監査等委員） 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役
取 締 役	上 田 理 恵 子	株式会社マザーネット 代表取締役社長 株式会社奥村組 社外取締役 追手門学院大学客員教授
取 締 役 （監査等委員・常勤）	角 治 壽	
取 締 役 （監査等委員）	秋 山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 サンスター株式会社 社外監査役
取 締 役 （監査等委員）	山 本 操 司	公認会計士

- (注) 1. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田理恵子氏、取締役（監査等委員）秋山 洋氏及び取締役（監査等委員）山本 操司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田理恵子氏、取締役（監査等委員）秋山 洋氏及び取締役（監査等委員）山本 操司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）山本 操司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び一定の条件を満たす従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等に関する損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意・重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

④取締役及び監査等委員の報酬等

イ. 取締役の報酬に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しておりましたが、この度、指名・報酬委員会の設置を受けて、2022年4月1日開催の取締役会において改正を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会で決定された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定額の金銭報酬とし、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮したうえで、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行の結果に基づき、総合的に決定するものとする。

3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額又は数の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与する。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定する。

4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬と非金銭報酬割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬1～2割を一つの目安とし、職位が高い者ほど非金銭報酬割合が高くなるよう設定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会が事前に独立社外取締役を過半数の構成委員とする「指名・報酬委員会」へ諮問し、当該委員会の答申結果を踏まえ、最終的に決議する。

□. 取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
監査等委員でない 取締役	145百万円	124百万円	21百万円	6名
監査等委員である 取締役	40百万円	36百万円	3百万円	4名
合計	186百万円	161百万円	24百万円	10名

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役に支払った報酬等のうち非金銭報酬とは、2018年6月28日開催第137回定時株主総会にて導入することが決議された譲渡制限付株式報酬をいい、以下を内容とします。
- 1) 譲渡制限期間として割当日より3年間から30年間を設定、当該期間中における譲渡、担保設定他の処分は禁止されるものとし、当該譲渡制限期間の満了をもって、譲渡、担保権設定他の処分が可能となる特約を設けております。
 - 2) 譲渡制限期間満了前に当該役員が退任した場合は、その退任につき正当な理由がある場合を除き、当社による無償取得を行います。
 - 3) 払い込みの方式として、当社は金銭報酬債権を支給、対象取締役は支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、
4. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬21百万円（うち社外取締役分1百万円）を含んでおります。
5. 監査等委員である取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬3百万円（うち社外取締役分2百万円）を含んでおります。
6. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において監査等委員でない取締役年額180百万円以内、監査等委員である取締役年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名でした。また、別枠で、譲渡制限付株式報酬限度額（年額）としては、2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において監査等委員でない取締役年額30百万円以内、監査等委員である取締役年額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名でした。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員に支払った報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員	4名	41百万円	—

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 井植 敏雅氏、社外取締役 上田 理恵子氏、社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏、社外取締役（監査等委員）山本 操司氏の兼職状況は、前記「(3) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社を通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

また、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社エンプラス及び亀田製菓株式会社と当社とは特別の

関係はありません。

上田 理恵子氏の兼職先であります株式会社奥村組と当社とは特別の関係はありません。株式会社マザーネットは当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先でありますサンスター株式会社と当社とは特別の関係はありません。弁護士法人御堂筋法律事務所は当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員でない取締役 井植 敏雅	<p>グローバルに事業展開を行っている製造業の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	11回中 11回	3回中 3回
監査等委員でない取締役 上田 理恵子	<p>女性活躍を推進する事業会社の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	9回中 9回	-

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 秋山 洋	<p>弁護士としての企業法務・ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会における合理的判断等について主に法律の見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その法律に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、法令改正等の適切なフォローアップ等の観点から発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員長を務め、その運営を適切に行うとともに、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	11回中 11回	13回中 13回
監査等委員である取締役 山本 操司	<p>公認会計士としての税務・財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その会計に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	11回中 11回	13回中 13回

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主の皆様への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分すると共に、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、純資産配当率(DOE)3%及び配当性向35%を目安に、累進配当を目指してまいります。

内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、①脱炭素社会の実現や安心・安全な社会の構築を目指したポンプ及び関連機器の新技術・新製品開発、②ポンプ等のスマートメンテナンスの推進、③DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進及びデータ・AI活用による生産性の向上や生産能力拡大のための設備投資、④グローバル事業を支える人財の育成等のため有効に投資してまいりたいと考えております。

(2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり期末普通配当30円とし、既に実施済みの中間配当金22円を合わせ年間1株当たり52円とさせていただきます。期末配当金の総額は801百万円であります。

(3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(注) 本事業報告に記載している数字は、金額、持株及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	61,321	流動負債	29,246
現金及び預金	11,879	支払手形及び買掛金	12,696
受取手形	1,286	短期借入金	3,779
売掛金及び契約資産	30,719	未払法人税等	655
商品及び製品	304	契約負債	6,129
仕掛品	11,490	賞与引当金	989
原材料及び貯蔵品	2,511	製品保証引当金	691
前渡金	2,067	工事損失引当金	650
その他	1,793	その他	3,653
貸倒引当金	△730	固定負債	15,306
固定資産	28,753	長期借入金	11,774
有形固定資産	14,631	繰延税金負債	1,536
建物及び構築物	8,056	役員退職慰労引当金	7
機械装置及び運搬具	2,288	退職給付に係る負債	293
工具、器具及び備品	480	その他	1,695
土地	2,394	負債合計	44,552
リース資産	1,135	純資産の部	
建設仮勘定	276	株主資本	40,167
無形固定資産	744	資本金	1,592
ソフトウェア	297	資本剰余金	6,703
その他	447	利益剰余金	33,871
投資その他の資産	13,377	自己株式	△2,000
投資有価証券	11,586	その他の包括利益累計額	4,938
長期貸付金	110	その他有価証券評価差額金	2,857
退職給付に係る資産	1,410	繰延ヘッジ損益	△536
繰延税金資産	108	為替換算調整勘定	2,027
その他	1,115	退職給付に係る調整累計額	591
貸倒引当金	△955	新株予約権	77
資産合計	90,075	非支配株主持分	339
		純資産合計	45,523
		負債純資産合計	90,075

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,659
売上原価		46,334
売上総利益		18,325
販売費及び一般管理費		12,397
営業利益		5,927
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	234	
持分法による投資利益	145	
受取賃貸料	117	
その他	172	714
営業外費用		
支払利息	106	
為替差損	758	
その他	82	948
経常利益		5,693
特別利益		
投資有価証券売却益	11	11
特別損失		
投資有価証券評価損	19	
減損損失	39	
子会社清算損	21	80
税金等調整前当期純利益		5,623
法人税、住民税及び事業税	1,146	
法人税等調整額	17	1,164
当期純利益		4,459
非支配株主に帰属する当期純利益		55
親会社株主に帰属する当期純利益		4,404

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	46,377	流動負債	25,870
現金及び預金	6,541	支払手形	589
受取手形	1,123	買掛金	11,724
売掛金及び契約資産	25,982	短期借入金	3,531
商品及び製品	156	リース債務	112
仕掛品	8,973	未払金	403
原材料及び貯蔵品	1,520	未払法人税等	514
前渡金	1,810	未払費用	418
前払費用	274	契約負債	5,272
短期貸付金	243	預り金	49
その他	433	賞与引当金	943
貸倒引当金	△681	製品保証引当金	667
固定資産	25,451	工事損失引当金	650
有形固定資産	11,624	その他	993
建物	6,828	固定負債	13,214
構築物	341	長期借入金	11,678
機械及び装置	1,574	リース債務	168
車両運搬具	6	繰延税金負債	805
工具、器具及び備品	306	その他	560
土地	2,171	負債合計	39,084
リース資産	258	純資産の部	
建設仮勘定	135	株主資本	30,348
無形固定資産	300	資本金	1,592
ソフトウェア	285	資本剰余金	7,368
その他	15	資本準備金	4,610
投資その他の資産	13,525	その他資本剰余金	2,757
投資有価証券	9,624	利益剰余金	23,387
関係会社株式・出資金	2,955	利益準備金	398
長期貸付金	673	その他利益剰余金	22,989
前払年金費用	569	固定資産圧縮積立金	395
その他	1,024	配当平均積立金	1,400
貸倒引当金	△1,322	別途積立金	11,470
資産合計	71,828	繰越利益剰余金	9,723
		自己株式	△2,000
		評価・換算差額等	2,319
		その他有価証券評価差額金	2,855
		繰延ヘッジ損益	△536
		新株予約権	77
		純資産合計	32,744
		負債純資産合計	71,828

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,111
売上原価		39,315
売上総利益		11,795
販売費及び一般管理費		7,723
営業利益		4,072
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	560	
受取賃貸料	131	
その他	232	952
営業外費用		
支払利息	82	
シンジケートローン手数料	2	
為替差損	737	
その他	53	876
経常利益		4,148
特別利益		
投資有価証券売却益	11	11
特別損失		
投資有価証券評価損	19	19
税引前当期純利益		4,140
法人税、住民税及び事業税	812	
法人税等調整額	△32	779
当期純利益		3,360

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 西島製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 西島製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤) 角 治 壽 ㊟

監 査 等 委 員 秋 山 洋 ㊟

監 査 等 委 員 山 本 操 司 ㊟

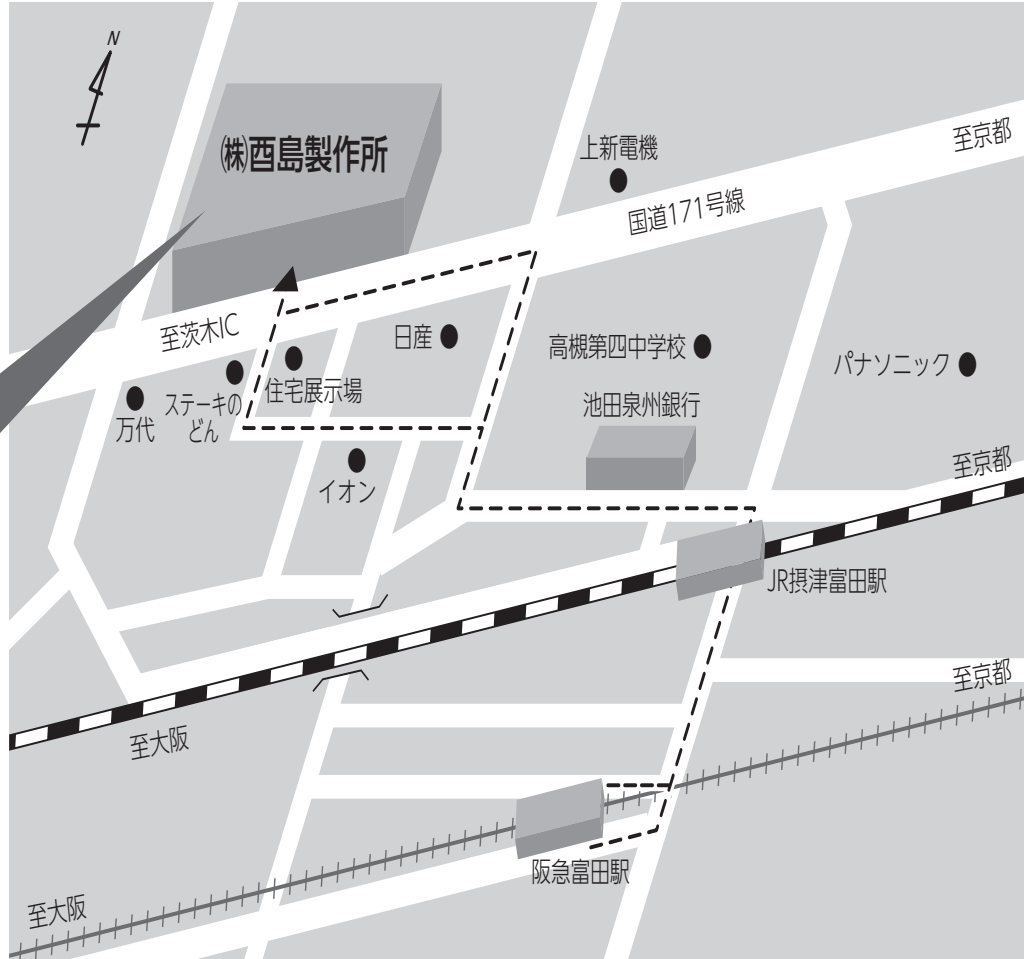
(注) 監査等委員 秋山 洋、監査等委員 山本 操司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

第142回 定時株主総会 会場ご案内略図



交通のご案内	
 電車で 来られる方	JR摂津富田駅より徒歩6分山手 阪急富田駅より徒歩10分山手
 車で 来られる方	名神高速道路茨木ICより約3km